

【重要なお知らせ】

《美容医療サービス提供契約約款変更について》

拝啓

特定商取引法は2022年6月1日より改正法が施行されます。これにより電磁的記録（電子メール等）によるクーリング・オフの申出が可能となります。

つきましては、美容医療サービス提供契約書約款を以下内容に変更させていただきます。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

第5条（クーリング・オフ）

1 乙は、この契約書面を受領した日から起算して8日間以内（以下「クーリング・オフ期間」といいます。）であれば、書面又は電磁的記録（電子メール等）により本契約を解除すること（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。また、クーリング・オフ期間経過後であっても、甲が、乙に不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑したために乙がクーリング・オフをしなかった場合、乙は改めて甲からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、書面又は電磁的記録により本契約をクーリング・オフすることができます。

2 関連商品の販売契約が締結されている場合、乙は本契約と併せて、関連商品の販売契約をクーリング・オフすることも可能です。（関連商品の販売契約のみをクーリング・オフすることはできません。）但し、関連商品販売事業者が甲以外の事業者である場合、乙は、契約書2に記載された当該関連商品販売事業者に対しても、書面又は電磁的記録によりクーリング・オフをする旨を申し出る必要がある。

...

6 クーリング・オフは、乙がクーリング・オフをする旨の書面又は電磁的記録による通知を発信したときに、その効力が生じます。

以上

公益社団法人 日本美容医療協会

本書に関する問い合わせ先
委託販売業者 フレックス株式会社
TEL：0800-800-6737